

# 「出向者の賃金額誤りについて」専門協開催！

10月23日「出向者の賃金額誤りについて」

## 1 今回の賃金誤りについて期間と原因を明らかにされたい

会社) 出向規程が制定された1987年4月から2023年8月までである。

なお、原因については明らかにすることは困難である。

- ・発覚経緯は、委託駅直営化に伴いサービスサポートより、出向社員の規程作成の際、JR九州の出向規程に誤りがあることが分かった。
- ・原因は、当時の人的ミスと思われるが、規定作成の資料など無く原因を調べるには困難である。
- ・JR他社について、同様のミスは無い。
- ・対象者は過去3年で約1,100名で、誤支給最大30万円～最小25円。
- ・現在、個別の誤支給額等を調べている。年内には、対象者への説明と、支払いを行いたい。

組合) 原因追及では、当時の責任者への確認などすべき。

- ・説明については、過去3年だけではなく、これまでの対象者全ての方へ説明と謝罪をすべき。難しいのであれば、プレス発表などで明らかにすべき。

## 2 今後の対応として3年遡り追給とあるが、それ以前にも誤りがあるのであれば全てにおいて追給とされたい。

会社) 法律上請求権は3年となっている。

組合) 原因は、会社側のミスであり3年に拘らず全ての方を対象者とすべき。給与データなど無いのであれば、各出向先の平均誤支給分を返還すべき。

会社側は、誠意を持って対応すべき。

## 3 今後の対策を明らかにされたい。

会社) 規程改正及びシステム改善を実施する。

- ・年内を目標に、誤支給の支払い(3年分)は対象者に行うが、システム上改修までには年度末までかかる。その後の誤支給分(9月～3月分)は、改めてシステム改修後に、支払う。

組合) 度重なる、誤支給により社員及び出向社員も会社側に対し不信しかない。現在、誤支給調査を、来年度の人賃の合間に行うのであれば、更にミスが起こらないようチェック体制をしっかりとすべき。

# 社員の不信は増すばかりだ！